

(意見書案第5号)

国民健康保険における子どもに係る均等割額の軽減等に関する意見書

政府においては、保育士の処遇改善、待機児童対策など、各種の子育て支援策を講じているが、関係者からはさらなる対策を求められている。

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化などの措置が講じられてきており、実施に当たっては、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入が検討課題となっている。

現在、各都道府県において国民健康保険広域化の準備が開始され、都道府県による財政運営に向けた具体的な作業が始まっており、北海道においても保険料の応能割と応益割の案も示され始めている。

国民健康保険の均等割額は、加入者一人ひとりに「均等」にかかるもので、子どもがふえると保険料の負担が重くなる仕組みとなっており、これは子育てに関するさまざまな負担軽減を進めている地方自治体の政策とも相入れないものである。また、同じ医療保険制度でありながら、組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険にはない仕組みで、早急な見直しが求められている。

よって、国においては、子育て支援の観点から、国民健康保険における子どもに係る均等割額については、ほかの医療保険制度との公平性を保つためにも、国の負担による免除及び軽減の見直しを早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

宛